

令和4年9月6日

五島海区漁業調整委員会事務局  
(五島振興局水産課内)  
直通電話 0959-72-2254  
担当者名 水田、中島

五島海区漁業調整委員会指示の発出について(お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

令和4年五島海区漁業調整委員会指示第2号

五島海区における、動力船を使用するつりによるいかの採捕(長崎県漁業調整規則第4条に基づく小型いかつり漁業の許可を受けた場合を除く。以下同じ。)について漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和4年9月6日

五島海区漁業調整委員会会長 熊川 長吉

記

1. 採捕区域の制限内容

- (1) 最大高潮時海岸線から12海里以内の海面においては、総トン数20トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。
- (2) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面においては総トン数5トン以上の動力船を使用するつりによるいかの採捕を禁止する。

ただし、次表の左欄に掲げる区域において、それぞれ中欄に掲げる共同漁業権の関係地区に住所を有し、右欄に掲げる期間に、総トン数5トン以上10トン未満の動力船を使用するつりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、あらかじめ五島海区漁業調整委員会へ届け出なければならない。その取扱いは、別記「つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領」によるものとする。

区域(共同漁業権)	関係地区	期間
五共第17号	長崎県南松浦郡新上五島町有 福郷、日島郷、漁生浦郷、榊ノ 浦郷、間伏郷	1月1日~12月31日
五共第23号	長崎県五島市長手町、上崎山 町、向町、下崎山町	

五共第 24 号	長崎県五島市小泊町、浜町、増田町、野々切町字大窄	10 月 1 日 ~ 4 月 30 日
五共第 27 号	長崎県五島市富江町	12 月 1 日 ~ 2 月末日
五共第 28 号	長崎県五島市玉之浦町	
五共第 30 号	長崎県五島市三井楽町	

## 2. 集魚灯及び安定器の使用又は設備の制限内容

( 1 ) 使用する動力船 1 隻につき、集魚灯及び安定器の使用又は設備を次のとおり制限する。

ア 共同漁業権区域及びその外郭線から 1 海里以内の海面

消費電力の最高限度 3 キロワット

イ アの海面を除く最大高潮時海岸線から 8 海里以内の海面

消費電力の最高限度 9 キロワット

ウ ア及びイの海面を除く最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面

消費電力の最高限度 18 キロワット

エ 最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面を除く五島海区

電球 1 個の消費電力の最高限度 3 キロワット

設備できるソケット数の最高限度 59 個

同時に使用できる電球数の最高限度 53 個

オ 集魚灯に LED 灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備する LED 灯の最大消費電力 ( kW ) の総和を 3 で除し、得られた数値の小数点以下第 1 位を切り上げた数値とする。

( 2 ) 最大高潮時海岸線から 12 海里以内を除く五島海区において、集魚灯 1 個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が 3 キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。

( 3 ) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

## 3. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 4 年 11 月 4 日から令和 9 年 11 月 3 日までとする。

## 別記

### つりによるいかの採捕の届出に関する取扱要領

令和4年五島海区漁業調整委員会指示第2号の1.(2)ただし書きに定める取扱いは、次のとおりとする。

#### 1 届出

(1) つりによるいかの採捕を行う者は、使用する動力船ごとに、様式第1号の届出書により、次に掲げる書類を添えて、あらかじめ五島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に届け出なければならない。ただし、遊漁船業にあっては、登録業者を届出者とする。

届出者の住民票

使用する動力船の船舶検査証書の写し

用船の場合は船舶使用承諾書（様式第2号）及び印鑑証明書

その他委員会が必要と認めた書類

(2) 委員会は、前項の届出書を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該届出書の写しを届出者に返送する。

(3) 届出書の記載事項に変更が生じたときは、速やかに、様式第3号の変更届により委員会に届け出なければならない。

(4) 委員会は、前項の変更届を受理した場合は、委員会の受付印を押印した当該変更届の写しを届出者に返送する。

#### 2 届出一覧表の作成

委員会は、受理した届出書及び変更届の内容について、様式第4号の一覧表を作成し、共同漁業権者の漁業協同組合に通知するものとする。

つりによるいかの採捕届出書

年 月 日

五島海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所

氏 名

印

下記によりつりによるいかの採捕を行いたいので、関係書類を添えて届出します。

記

1 使用船舶

(1) 船 名

(2) 船舶番号

(3) 総トン数

(4) 所有者氏名

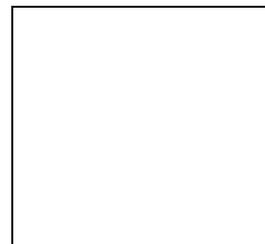
(5) 遊漁船業登録の有無（有の場合は登録番号）

2 採捕区域（共同漁業権）

3 採捕予定時期

本届出書及び添付書類を確認し、受理しました。  
印)

(委員会受付



遊漁船業にあつては、登録業者を届出者とする。

様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

様

所有者住所

所有者氏名

印

つりによるいかの採捕のため、貴殿が下記の船舶を使用することを承諾します。

記

1 船 名 :

2 船舶番号 :

3 総トン数 :

4 使用期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

つりによるいかの採捕変更届

年 月 日

五島海区漁業調整委員会会長 様

届出者住所

氏 名

印

年 月 日付けで届け出た、つりによるいかの採捕届出書の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、関係書類を添えて届出します。

記

変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後

添付書類

- ・住所変更にあつては、住民票
- ・使用する動力船の変更にあつては、船舶検査証書の写し  
(用船の場合は船舶使用承諾書(様式第2号)及び印鑑証明書も併せて添付)

本変更届及び添付書類を確認し、受理しました。

(委員会受付印)

